

鳴門市男性育児休業取得支援奨励金 申請の流れ

①市へ奨励金届出書(様式第1号)を提出

【提出期間】 育児休業開始日の7日前から育児休業開始後30日以内の間

※育児休業を分割取得する場合、「育児休業開始日」は2回目以降の育児休業開始日とします。

育休
取ろうかなあ♪



②育児休業を取得



③奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)などを提出

【提出書類】

- 奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
- 雇用保険被保険者証の写し ※健康保険証ではありません。
- 本人及び養育する子について、鳴門市に住所を有すること及び育児休業の対象となる子との関係を証明できるもの(住民票、母子健康手帳の写し等)
- 育児休業申請書の写し
(産後パパ育休を含む場合は、出生時育児休業申出書の写しも提出してください。)
- 出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認ができるもの
- 育児休業に関する体験レポート(様式第3号)

【提出期限】

育児休業を終えて、(1)または(2)のいずれか早い日までに提出

(1)職場復帰した日から45日以内

(2)職場復帰した日の当該年度の3月31日



④市において審査・交付の決定、決定通知書の送付



⑤奨励金交付請求書(様式第5号)の提出



⑥奨励金の交付

※申請書類等は、持参もしくは郵送でご提出ください。

